

## 平成 29 年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

## 目 次

平成 29 年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況	1
・ 参考資料 1 平成 29 年度 健全化判断比率の状況	2
・ 参考資料 2 自治体財政健全化法 指標（数値基準）と対象範囲	3

## 平成29年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の状況

### 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率の状況について

健全化判断比率	(単位:%)			(参考)
	早期健全化基準	財政再生基準	丸亀市	平成28年度
○実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率	12.10	20.0	— (-1.97)※	— (-3.57)※
○連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字の比率	17.10	30.0	— (-115.00)※	— (-93.70)※
○実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25.0	35.0	4.8	4.3
○将来負担比率 地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	350.0		61.7	58.6

### 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について

(単位:%)		
公営企業における資金不足比率	経営健全化基準	丸亀市
モーターボート競走事業会計	0.0	—
水道事業会計	20.0	—
公共下水道特別会計		—
農業集落排水特別会計		—

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

参考資料1

平成29年度		比率の状況(%)	実質赤字比率	実質公債費比率		
健全化判断比率の状況			—	左の内訳		
連結実質赤字比率			—	公債費充当一般財源等(繰上償還額及び満期一括地方債の元金に係る分を除く)①	4,631,256	④の内訳
実質公債費比率			4.8	積立不足額を考慮して算定した額②	0	公共下水道事業
将来負担比率			61.7	満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの③	0	農業集落排水事業
実質赤字比率				公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金④	510,505	水道事業
区分				一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金⑤	50,343	診療所特別会計
歳入歳出差引額(A)			572,089	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの⑥	3,025	⑥の内訳
翌年度に繰り越すべき財源(B)			84,391	一時借入金の利子⑦	0	水資源機構負担金
実質収支額(A)-(B)(C)			487,698	特定財源の額⑧	37,393	決算額(千円)
標準財政規模(D)			24,707,159	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費⑨	433,842	
実質赤字比率(C)/(D)×100			△1.97	災害復旧費等に係る基準財政需要額⑩	3,681,457	
連結実質赤字比率				密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金⑪	1,453	
区分				小計(①~⑦)-(⑧~⑩)【A】	1,040,984	単年度
実質収支	一般会計等		487,698	標準財政規模⑫	24,707,159	27年度
	法適用			⑨~⑪の額⑬	4,116,752	28年度
資金余剰額	法適用			小計⑫-⑬【B】	20,590,407	29年度
	法非適用			実質公債費比率(単年度)【A】/【B】×100	5.05567	実質公債費比率(3ヶ年平均)
	その他特別会計			将来負担比率		4.8
国民健康保険特別会計⑥			442,735	区分		左の内訳(単位:千円)
国民健康保険診療所特別会計⑦			0	29年度末一般会計等の地方債現在高①	55,432,830	②の内訳
駐車場特別会計⑧			3,251	債務負担行為に基づく支出予定額②	1,895,296	水資源機構負担金
後期高齢者医療特別会計⑨			6,321	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額③	6,548,157	依頼土地買戻し
介護保険特別会計⑩			328,656	組合等の地方債の元金償還に対する本市の負担見込額④	396,406	債務保証
介護保険サービス事業特別会計⑪			0	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額⑤	6,586,357	③の内訳
①~⑪額【A】			28,414,881	設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額⑥	146,665	公共下水道事業
標準財政規模【B】			24,707,159	連結実質赤字額⑦	0	農業集落排水事業
連結実質赤字比率【A】/【B】×100			△115.00	組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額⑧	0	水道事業
※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。				29年度末充当可能基金現在高⑨	11,893,288	診療所特別会計
				充当可能な特定の歳入見込額⑩	1,399,787	④の内訳
				地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額⑪	45,005,623	エコランド林ヶ谷最終処分場
				小計 将来負担額-(⑨~⑪)【A】	12,707,013	クリントピア丸亀
				標準財政規模⑫	24,707,159	瀬戸グリーンセンター
				災害復旧費等に係る基準財政需要額⑬	3,681,457	⑥の内訳
				事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費⑭	433,842	決算額
				密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金⑮	1,453	⑩の内訳
				小計(標準財政規模⑫-算入公債費等⑬~⑮)【B】	20,590,407	消防救急デジタル無線整備費負担金
				将来負担比率【A】/【B】×100	61.7	地域総合整備資金貸付金返還金
						住宅新築資金貸付事業返還金
						市営住宅使用料等
						土地開発公社に対する貸付金償還金

自治体財政健全化法 指標(数値基準)と対象範囲

財政再生基準(国の管理下で再建)			20%	30%	35%							
早期健全化基準			12.10%	17.10%	25.0%	350.0%	20.0%					
丸亀市			—	—	4.8%	61.7%	—					
地方自治体	一般会計	①普通会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓						
								特別会計	②公営事業会計			
	うち	③公営企業会計				↓ 資金不足比率 ↑						
							④一部事務組合・広域連合					
	⑤地方公社・第三セクター											

※公営企業会計ごとに算定

※公営企業会計のうちモーターボート競走事業会計の早期健全化基準（経営健全化基準）は0.00%である。

①普通会計	一般会計
②公営事業会計	国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計、駐車場特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計
③公営企業会計	モーターボート競走事業会計、水道事業会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計
④一部事務組合・広域連合	中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合、まんのう町外三ヶ市町山林組合、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合
⑤地方公社	丸亀市土地開発公社
⑤第三セクター	丸亀市福祉事業団、丸亀市体育協会、ミモカ美術振興財団、香川県中部流通センター、中讃ケーブルビジョン